

ちよつと  
聞いてよ

## 安全で安心な畜産物の

## 提供に関する家畜衛生の役割

(一社)広島県家畜畜産物衛生指導協会

会長 瀧口次郎



月一日に設立して以来、四十六年が経過しました。

こと、県内の酪農家戸数は、設立当時 二千九百七十二戸であったものが、現在百三十戸と大きく減少しておりますことに一抹の寂しさが込み上げて参ります。

■おひめい  
当協会は、家畜伝染性疾病の発生予防などの自衛防疫の推進により、家畜

の健康を守り、消費者のみなさんへの安全・安心な畜産物の生産供給に貢献して行くことを目的に昭和四十七年四

でしょうか？

家畜伝染病予防法には、家畜の飼養者は家畜の伝染病の予防のために必要な消毒、その他の措置を適切に実施するように努めなければならない。」と定められています。

要するに、「自分の家畜は自分で伝染病などから守って下さい」という考えが自衛防疫ということになるので

す。  
しかし、伝染病はその字のとおり、吸血昆虫(蚊)・発咳・鼻汁・人・車などの媒体を通して伝染してしまいます。伝染病予防は地域全体で行わないと意味がありません。

当協会では、畜産農家、NOSA I 獣医師、開業獣医師、広酪、JA、行政等がお互いに連携をはかりながら自衛防疫を推進し、家畜の生産性の向上、安全で優良な畜産物の生産、経営の安定を図り、安全・安心な畜産ブランドの確立にあたることは重要と考えております。

よって、適時・適確に各種予防注射や家畜衛生などに関する情報共有等をもつて、家畜伝染病の発生又はまん延防止のために、その役割の一端を担い寄与し続けたいと考えております。

このために、一方的ながら以下のことを皆様と情報共有させて頂きたいと思いい記させていただきます。

### ■国の存立!?

国の存立として、国防・エネルギー・食料の三つは極めて重要なものであります。

その食料の確保は、地球の温暖化・異常気象による洪水・砂漠化などの各種災害、加えて世界人口の急増や巨大人口を抱える国の食生活の変化等を考えるとき、食料の安全保障上からも極めて重要なものであります。

畜産は健全な経営のもとに、安全で良質な畜産物を生産し、安定的に供給するための業であります。

### ■生産現場に係る安全性確保

生産現場に係る安全性確保について、①牛の個体識別のための情報管理(牛のトレーサビリティ制度)、②農薬を使用する者が遵守すべき基準、③動物用医薬品の使用規制、④飼料および飼料添加物の使用規制、⑤一定量を超えて動物用医薬品等が残留する食品等

の販売禁止(ポジティブリスト制度)、  
⑥家畜排泄物の適正管理および利用促進、⑦家畜伝染病予防法施行規則の一部改正(飼養衛生管理基準の設定)等により規制されています。

## ■家畜衛生の大別

家畜防疫体制の確立を図るため、家畜衛生は「一般疾病対策」と「伝染性病対策」に大別されます。

一般疾病対策は、農業災害補償法の定めるところの家畜共済制度に基づき、家畜の損害防止、疾病治療および傷病死廃事故に対する評価基準に基づき損害を補償し、畜産経営の安定を図っています。

伝染性疾病対策は、海外悪性伝染病の侵入を防止し、国内で発生している各種伝染性疾病を指定し、これらの発生源予防およびまん延防止対策により疾病の撲滅を図り、安定した畜産経営の健全化を図っています。

## ■家畜防疫

家畜防疫においては、畜産関係獣医師等を家畜防疫員に任命し、全国一貫

した防疫組織体制を構築して、日常衛生思想の啓発に努めると共に情報を共有し、発生源予防・まん延防止措置に対する検査・予防注射・消毒・薬浴および投薬等の対策を講じる必要があります。

また、獣医専門的技術により、家畜衛生プログラムを作成し、衛生管理指導・予防注射の励行等を指導・助言する必要があります。

## ■予防衛生と関係機関等との連携

予防衛生については、飼育者は「自らの責任において、自らの家畜を守る」という自衛防疫の精神に基づき、自衛防疫と防疫体制の組織強化を図る必要があります。

したがって、家畜の伝染病・伝染性疾病の予防をするために、自主的に必要な消毒・その他の措置(各種疾病のワクチネーションの徹底)等を適切に実施するように努めなくてはなりません。

ご存じの様に、平成十三年千葉県で牛海綿状脳症(BES…狂牛病)発生したとき、初動防疫および行政対応の手際により、マスコミの誇大な宣伝お

よび動物の法定伝染性病にも拘わらず、医師が出て不安を煽るような発表などによる国民(消費者)不安を助長し、風評被害として社会問題までに発展してきました。

また、平成十六年京都府における高病原性鳥インフルエンザの発生、平成二十二年宮崎県に於いて口蹄疫の発生に伴い、平成二十三年家畜伝染病予防法に「飼養衛生管理基準」を追加し、飼育者に対し遵守すべきことを制約し、これに従わない者に対し「指導・助言・勧告・命令・罰則」を設けた取締法となっており、立法精神により発生源予防の徹底を図っています。

なお、近隣諸国では、家畜伝染病及び伝染性疾病がまん延している状況から、更に国内の関係機関では情報共有し、的確で迅速な防疫活動によるまん延防止に努め、社会の負託に応える必要があります。

上記のことから、家畜伝染病予防法の精神に基づき、行政組織において生産衛生の危機管理体制を維持するため、防疫体制を堅持し、日常の衛生管理指導に努めると共に一朝ことある時は直ちに対応出来るようまん延防止を図り、更に、組織体制の整備を図って

いくことが重要であります。

関係機関との連携には、情報共有は極めて重要なことではありますが、昨今、情報共有する前に個人情報保護法を意識するあまりのバリアが見え隠れすることがひどく気になって仕方がありません。

広酪では、ある酪農家で下痢などの症状が生じた場合、その酪農家はその旨を直ちに広酪に連絡する仕組みをもつて、集乳路線の変更や、酪農ヘルパー員、飼料物流業者、牛群検定員などに情報発信し、注意喚起や消毒の徹底を図るなどの対応が取られています。が、行政機関、NOSA Iなど関係機関との間でも、更にスムーズな情報共有が図られ、適正な対処・判断が迅速に行えるような仕組みが確立できないものか思案しております。

この記事に触れた方からの感想を当協会三次分室(電話〇八二四一六四二〇八〇)にお寄せ頂ければ幸いです。お待ちしております。